

規制シート(様式)

(別紙1)

180195002390002

平成27年12月10日

規制の名称	商品先物取引に関する規制	所管府省	経済産業省
根拠法令等	商品先物取引法、商品先物取引法施行令、商品先物取引法施行規則	担当局課等 及び作成責 任者の役職・ 氏名	商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課 課長 三浦 聡
規制目的	商品取引所の組織、商品市場における取引の管理等について定め、その健全な運営を確保するとともに、商品先物取引業を行う者の業務の適正な運営を確保すること等により、商品の価格の形成及び売買その他の取引並びに商品市場における取引等の受託等を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて国民経済の健全な発展及び商品市場における取引等の受託等における委託者等の保護に資すること		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・会員商品取引所を設立しようとする者又は株式会社商品取引所になろうとする者は、主務大臣の許可が必要 ・何人も、商品市場における取引に関し、不公正取引等をしてはならない。 ・商品取引債務引受業を営むには、主務大臣の許可が必要 ・商品先物取引業又は仲介業を行うには、主務大臣の許可が必要 ・商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者は、不当な勧誘等をしてはならない 	関連する予算	-

<p>規制の最近の 改廃経緯</p>	<p>①金融商品取引所が商品先物を取り扱う際に、商品先物取引法の規制を適用せず金融商品取引法に基づく一元的な規制・監督とするとともに、商品の生産及び流通に悪影響を与えることを防止する観点から必要な措置等の規定を整備。(平成24年法改正。金融商品取引法も併せて改正)</p> <p>②プログラムによる自動売買の受託を可能とすること、一任取引禁止の例外としてプロの当業者に限って包括的な注文指示をしやすくすること、金融商品取引業者による商品先物市場への参入を容易にすべく提出書類の様式を弾力化すること、勧誘を要請をしていない個人顧客に対する訪問又は電話による勧誘規制の緩和を行った。(平成24年規則改正)</p> <p>③商品の定義に「電力」を加えるなど、電力先物市場の創設を可能とするために必要な規定を整備。(平成26年法改正)</p> <p>④商品先物取引業者が提出する報告書等について、金融商品取引法に基づいて金融商品取引業者等が提出する報告書等と横並びとするための改正(平成26年規則改正)</p> <p>⑤勧誘を要請をしていない個人顧客に対する訪問又は電話による勧誘規制の緩和(平成27年規則改正)</p>	<p>関連する政策評価結果</p>	<p>—</p>
<p>規制を維持、 改革又は新設 する理由</p>	<p>①証券・金融、商品を取り扱う取引所に対する手続き等を簡素化するため。</p> <p>②産業構造審議会商品先物取引分科会による、商品市場の活性化と健全な発展のための方策・制度設計等についての指摘を受けた見直しを行ったため。</p> <p>③電力システム改革の一環として、電力先物市場の創設が必要であるため。</p> <p>④金融商品取引業者が円滑に商品先物取引業に参入できるようにするため。</p> <p>⑤規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)において、「勧誘等における禁止行為について、顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う。」とされていたことを受けた見直しを行ったため。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>①改革 ②新設 ③改革</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>			
<p>見直し条項</p>	<p>①平成二十四年法律第八十六号 附則第十九条 ③なし(施行は平成28年4月1日)</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成30年度、平成33年度</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	
通知・通達等へ の委任の根拠 となる法令の 条項	
通知・通達等が 法令の委任の 範囲に入る理 由	